

道の新たな融資制度の創設などについて

北海道経済部

1 新たな融資制度「経営力強化貸付」の創設

■ 制度の概要

資金用途	事業資金										
融資金額	1億円以内										
融資期間	運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内 (全て据置1年以内)										
融資利率	≪固定金利≫ 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%	≪変動金利≫ 年1.3% (融資期間3年超に限る)									
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする										
保証料率	保証料率は国の減免措置(最大0.2%)に加え、北海道信用保証協会による独自引き下げ(最大0.2%)の実施により、通常保証料率より低く設定。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本制度適用料率</th> <th>通常料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有対象</td> <td>年0.40%~1.57%</td> <td>年0.45%~1.90%</td> </tr> <tr> <td>責任共有対象外</td> <td>年0.45%~1.80%</td> <td>年0.50%~2.20%</td> </tr> </tbody> </table>		本制度適用料率	通常料率	責任共有対象	年0.40%~1.57%	年0.45%~1.90%	責任共有対象外	年0.45%~1.80%	年0.50%~2.20%
	本制度適用料率	通常料率									
責任共有対象	年0.40%~1.57%	年0.45%~1.90%									
責任共有対象外	年0.45%~1.80%	年0.50%~2.20%									
その他	※信用保証協会の定める要件(担保等)に該当する場合、さらに割り引きあり。 本貸付(保証)による融資を受けた事業者は四半期に1回、金融機関に対する経営改善計画の実行状況の報告が義務づけられる。										

■ 制度取扱開始 平成25年2月15日(金)

2 地域中小企業経営力強化特別対策事業

■ 事業の概要

(1) 緊急相談窓口の設置(全道7カ所)

○ コーディネーター(14名)

→ 総合振興局・振興局エリアを担当する専門家を全道7ヶ所に配置

業務内容

- ・企業の経営状況の把握・分析、課題の整理
- ・関係機関と連携し、経営改善・事業再生に向けたコーディネート及び指導・助言

○ 経営サポーター(7名) → 道央(2)、道南、道北、林-ツ、十勝、釧路・根室

業務内容

- ・窓口での相談対応及びコーディネーター等への引継ぎ
- ・地域の中小企業や関係機関への訪問等による企業情報の把握・案件発掘 など

(2) 地域ごとのネットワークの構築

- 関係機関の連携強化により、地域において個別企業支援案件を発掘、金融・経営改善を支援

■ 実施期間 平成25年3月~平成26年2月

【お問い合わせ先】

○ 経営力強化貸付 : 経済部経営支援局中小企業課金融支援グループ
電話: 011-204-5346 (直通)

○ 経営力強化特別対策 : 経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ
電話: 011-204-5331 (直通)